

警戒区域から関東地方に避難した家族4名の日常生活阻害慰謝料について、知的障害のある子供につき月10割、精神疾患のある母親につき月3割、両名の介護を行った父親及び子供につきその負担期間に応じて月3から10割増額するとともに、父親の仕事による家族の別離につき世帯月額3万円を増額した事例。

和解（一部）契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1（以下「申立人1」という）、同X2（以下「申立人2」という）、同X3（以下「申立人3」という）及び同X4（以下「申立人4」という）、申立人ら4名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり部分的に和解する。

第1 和解の範囲

- 1 申立人1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ①一時立入交通費及び内部被ばく検査にかかる交通費（その他の交通費の増加分は除く。）
②避難費用のうち家財購入費
③就労不能損害
④精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

（但し、④については、自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日）

- 2 申立人2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ①精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

- 3 申立人3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

- 4 申立人4と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

第2 和解金額

- 1 申立人1について

被申立人は、申立人1に対し、第1項の1記載の損害項目及び期間についての和解金として、804万7223円の支払義務があることを認める。

（内訳）①一時立入交通費及び内部被ばく検査にかかる交通費（その他の交通費の増加分は除く。） 15万4000円

②避難費用のうち家財購入費 70万4653円

③就労不能損害 524万8570円

④精神的損害 194万0000円

- 2 申立人2について

被申立人は、申立人2に対し、第1項の2記載の損害項目及び期間についての和解金として、194万0000円の支払義務があることを認める。

（内訳）①精神的損害 194万0000円

- 3 申立人3について

被申立人は、申立人3に対し、第1項の3記載の損害項目及び期間についての和解金として、194万0000円の支払義務があることを認める。

（内訳）①精神的損害 194万0000円

4 申立人4について

被申立人は、申立人4に対し、第1項の4記載の損害項目及び期間についての和解金として、194万0000円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①精神的損害 194万0000円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目の内、精神的損害項目以外の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月18日

(仲介委員長 堀井敬一、仲介委員 桑野雄一郎、同 本山正人)

警戒区域から関東地方に避難した家族4名の日常生活阻害慰謝料について、知的障害のある子供につき月10割、精神疾患のある母親につき月3割、両名の介護を行った父親及び子供につきその負担期間に応じて月3から10割増額するとともに、父親の仕事による家族の別離につき世帯月額3万円を増額した事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1（以下「申立人1」という）、同X2（以下「申立人2」という）、同X3（以下「申立人3」という）及び同X4（以下「申立人4」といい、申立人ら4名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

1 損害項目及び損害額

(1) 申立人1について

① 避難交通費	71,000円
② 避難滞在費	83,820円
③ 家財購入費等	82,559円
④ 通信費増加	137,580円
⑤ 教育費増加	50,000円
⑥ 交通費増加	1,214,000円
⑦ 就労不能損害	9,055,951円
⑧ 財産損害	6,750,000円
⑨ 精神的損害（ペット喪失分を含む。）	1,264,000円
⑩ 弁護士費用（上記①から⑨の請求にかかるもの。なお、一部和解済みの損害項目及び損害額を含む。）	802,684円

(2) 申立人2について

① 精神的損害	912,000円
② 弁護士費用（上記①の請求にかかるもの。なお、一部和解済みの損害項目及び損害額を含む。）	85,560円

(3) 申立人3について

① 精神的損害	1,352,000円
② 弁護士費用（上記①の請求にかかるもの。なお、一部和解済みの損害項目及び損害額を含む。）	98,760円

(4) 申立人4について

① 精神的損害	1,940,000円
---------	------------

② 弁護士費用（上記①の請求にかかるもの。なお、一部和解済みの損害項目及び損害額を含む。） 116,400円

2 期間

(1) 上記1 (1) ①②③⑤⑥⑧

自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

(2) 上記1 (1) ④

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

(3) 上記1 (1) ⑦

自 平成23年3月11日 至 平成26年2月28日

(4) 上記1 (1) ⑨、(2) ①、(3) ①及び(4) ①

自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

(5) 上記1 (1) ⑩、(2) ②、(3) ②及び(4) ②

各損害項目に準じる。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金2401万6314円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、仮払金220万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、財物損害及び精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月27日

(仲介委員長 堀井敬一、仲介委員 桑野雄一郎、同 本山正人)